

☆南部桧山衛生処理組合からのお知らせです☆

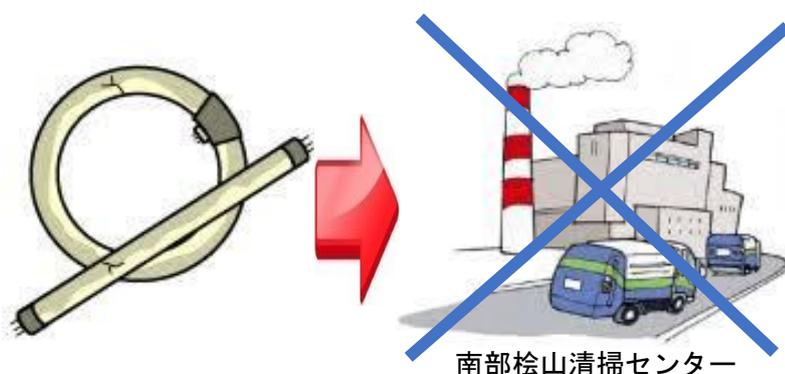
事業所から排出される廃蛍光管の 受け入れができなくなります

現在、世界規模で海洋プラスチック問題など、廃棄物に関する問題が発生しておりますが、水銀廃棄物による健康被害や環境破壊についても問題となっており、地球的規模の水銀汚染の防止を目指し、日本においても水俣条約を締結し2017年8月16日に発効されております。

産業廃棄物である事業所から排出される廃蛍光管についても水銀が使われているものもあり、処理については近隣に処理施設がないため、特例の措置として「あわせ産廃」として南部桧山清掃センターにて処理しているのが現状であります。

この度、江差町内の産業廃棄物処理事業者が蛍光管処理設備を導入し、適正処理が可能となったことにより、南部桧山清掃センターでは受け入れ及び処理することが出来なくなります。

つきましては、事業所から排出される廃蛍光管の処理については、下記事業者にご相談いただきますようお願い申し上げます。



◆南部桧山清掃センター受入終了日時・・・令和2年3月31日 16時

※事業所から排出される廃蛍光管は産業廃棄物のため、処理については処理事業者と産業廃棄物処理委託契約を締結する必要があります。

契約方法等つきましては、下記事業者にご確認いただきますようお願い申し上げます。

○産業廃棄物処理事業者

北清えさし株式会社

住所 檜山郡江差町字愛宕町 電話 0139-52-6100

URL <http://www.hokusei-esashi.com/>

※裏面に水銀使用製品産業廃棄物（事業者）の適正処理に係る改正への対応のポイントが記載されておりますので必ずご確認ください。

水銀使用製品産業廃棄物（事業者）の適正処理に係る改正への対応のポイント

平成29年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行及び施行規則が改正され、平成29年10月1日に全面施行されました。

改正に伴い、以下の事項を確認し、適正処理を行ってください。

水銀使用製品産業廃棄物（事業者）

| 項目 | 必要な処置 |
|-------|---|
| 保管 | 他の物と混合するおそれのないように必要な仕切りを設ける等の措置をとること |
| 処理の委託 | ・収集運搬または処分の許可を受けた事業者へ委託すること ・水銀回収対象物の処理を委託する場合は、水銀回収が可能な者に委託すること |
| 収集・運搬 | 破砕することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬すること |
| 処分・再生 | ・水銀またはその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること ・水銀回収対象物は、ばい焼設備によるばい焼、または水銀の大気飛散防止措置をとった上で、水銀を分離する方法により、水銀を回収すること ・安定型最終処分場への埋立は行わないこと |

水銀廃棄物を取り扱う方は、下記のガイドライン等を参考に必要な対策を進めるとともに、処理基準及び委託基準を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

- 水銀廃棄物ガイドライン(平成29年6月環境省)
- 水銀廃棄物適正処理について、新たな対応が必要になります(環境省リーフレット)

環境省ホームページ URL: <https://www.env.go.jp/chemi/tmms/law.html>